

令和2年度
(令和元年度実績)
清掃事業概要

東久留米市環境安全部ごみ対策課

市 民 憲 章

さわやかな空気と、水と緑に恵まれた東久留米。そこには古くから、武蔵野の自然と人間の営みがありました。

わたくしたちは、この先人の歩みを大切にし、未来へつながるふるさととしてここに新しい文化を育て、よりよいまちをつくるため、市民憲章を定めます。

わたくしたちは、

自然を生かし、清潔で調和のとれたまちをつくります。

お互いを重んじ、心をくばり、誰もが明るく暮らせるまちをつくります。

子どもたちがいきいきと育ち、おとしよりも生きがいのあるまちをつくります。

自由を愛し、勇気を持って秩序あるまちをつくります。

知恵をだしあい、進んでまちづくりに参加し、住みよい東久留米をつくります。

(昭和 55 年 10 月 1 日制定)

目 次

I. 総説

1	清掃事業のあゆみ	1
2	組織	11
3	事務分掌	11
4	職員配置数	12
5	ごみ対策課保有車両一覧表	13
6	ごみ対策課関係決算額の推移	14
7	一般廃棄物処理業者一覧表	15

II. ごみ処理事業

1	ごみ処理の沿革	16
2	ごみの分別及び収集方法等	19
3	ごみ収集の推移	20
4	ごみ収集経費の推移	24
5	負担金の状況	24
6	粗大ごみ処理状況	25
7	令和 元年度月別粗大ごみ処理状況	25
8	令和 元年度清掃事業委託業者一覧表	26
9	犬猫等動物死体処理状況	26

III. し尿処理事業

1	し尿処理の沿革	27
2	し尿処理量の推移	28
3	し尿収集体制	29
4	し尿収集運搬委託料	29

IV. ごみ減量化対策事業

- 1 ごみ減量再資源化対策事業・・・・・・・・・・・・・30
- 2 資源集団回収事業・・・・・・・・・・・・・33
- 3 生ごみ減量化処理機器購入費助成事業・・・・・・・・・・・・・34

V. 参考資料

- 東久留米市廃棄物の処理及び再利用に関する条例・・・・・・・・・・・・・36
- 東久留米市廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則・・・・48
- 東久留米市資源回収報奨金交付要綱・・・・・・・・・・・・・57
- 東久留米市生ごみ減量化処理機器購入費助成金交付要綱・・・・58
- 東久留米市使用済み注射針回収事業負担金交付要綱・・・・・・・・・・60

I. 総説

1. 清掃事業のあゆみ

年度	清掃事業全般	一部事務組合関係
明治 22 年 (1889 年)	4 月：12 村が合併して「久留米村」となる。	
33 年 (1900 年)	「汚物掃除法」施行	
昭和 29 年 (1954 年)	4 月：「汚物掃除法」が廃止され、「清掃法」が制定	
31 年 (1956 年)	4 月 1 日：町制が施行され「久留米町」となる。	
34 年 (1959 年)	6 月：町営によるごみ収集を開始。収集したごみは直接埋め立てていた。厨芥と雑芥の分別収集で、大八車やリヤカーを使用。申込み制で処理手数料が一世帯月額 30 円)	
35 年 (1960 年)	ごみの焼却処理開始	9 月 30 日：ごみ処理事業を目的に田無町、保谷町、久留米町の三町により「北部三カ町衛生組合」が発足
36 年 (1961 年)	9 月 1 日：「久留米町清掃条例」施行。し尿処理は有料で、町が発行するし尿汲取券を利用	9 月：ごみ焼却炉 37.5 t / 日が完成
40 年 (1965 年)		9 月：し尿処理施設 200 kℓ / 日が完成
42 年 (1967 年)		4 月：組合名称を現在の「柳泉園組合」に改称
43 年 (1968 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・危険物（不燃ごみ）分別収集を開始。収集回数は週 1 回（直営 1 台、委託 1 台、合計 2 台） ・7 月：し尿の汲取り料金を人頭割り制に改める。（1 カ月 1 人当たり 40 円） 	
44 年 (1969 年)	4 月 1 日から厨芥と雑芥の収集回数を週 3 回に増やすとともに、新焼却炉の完成に伴い、11 月 1 日から厨芥と雑芥の混合収集を開始	8 月：ごみ焼却施設 150t / 日×2 基が完成

年度	清掃事業全般	一部事務組合関係
45年 (1970年)	<ul style="list-style-type: none"> ・4月：一般家庭のごみ処理、し尿くみ取りを無料化 ・4月：ダストボックス（燃やせるごみ用、通称「グリーンボックス」）による機械化収集（クレーン付ダンプ車を使用）を開始 ・10月1日：市制が施行され「東久留米市」となる。 ・12月：「清掃法」廃止。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が制定 	<ul style="list-style-type: none"> ・4月：し尿処理施設 100 kℓ/日（第2工場）が完成 ・4月：組合に清瀬町が加入し、現在の構成となる。
46年 (1971年)	4月1日：「東久留米市あき地の管理の適正化に関する条例」（通称「草刈り条例」）施行	12月：し尿処理施設 100 kℓ/日（第3工場）が完成
47年 (1972年)	<ul style="list-style-type: none"> ・4月：「東久留米市清掃条例」を廃止し、「東久留米市廃棄物の処理および清掃に関する条例」を制定 ・4月：組織改正により衛生課清掃係から「民生部清掃事務所」となる。 ・7月：危険物もダストボックス（燃やせないごみ用、通称「オレンジボックス」）による機械化収集（クレーン付ダンプ車使用）に切り替え 	
48年 (1973年)	3月：民生部清掃事務所が鉄筋コンクリート造 2階建（223.28 m ² ）となる。	
49年 (1974年)	不燃ごみ収集委託業者が2社（2台）となる。	
50年 (1975年)		3月：粗大ごみ処理施設 50t/h が完成
51年 (1976年)	<ul style="list-style-type: none"> ・4月：組織改正により「市民部環境課」となる。 ・11月：モデル地区による資源ごみ（びん・缶）分別回収を開始 ・不燃ごみ収集委託業者が3社（3台）となる。 	3月：ごみ焼却施設 150t/日が完成
52年 (1977年)	<ul style="list-style-type: none"> ・4月：不燃ごみの収集回数を週1回から週2回に増加 ・不燃ごみ収集委託業者を4社（4台）とし、全域を業者委託 	

年度	清掃事業全般	一部事務組合関係
55年 (1980年)	<ul style="list-style-type: none"> モデル地区での資源ごみ分別回収の打ち切り 1月：資源ごみの集団回収に「資源回収報奨金制度」を新設（1kg当たり2円を交付） 	
56年 (1981年)	11月：東久留米駅東側一部地域の収集方法を、ダストボックスから袋収集に変更	
58年 (1983年)	10月：組織改正により環境課が「清掃課」となる。	
59年 (1984年)	<ul style="list-style-type: none"> 4月：有害ごみ（乾電池・蛍光管・体温計等）の分別収集を開始し、4分別となる（可燃・不燃・粗大・有害ごみ）。この回収のために専用容器（通称「イエローボックス」）を設置 資源集団回収報奨金を1kg当たり4円に増額 	4月：日の出町谷戸沢最終処分場へ搬入開始
60年 (1985年)	<ul style="list-style-type: none"> 課内に「清掃業務検討委員会」を設置 資源集団回収報奨金を1kg当たり6円に増額 	
61年 (1986年)	10月：可燃ごみの収集に、クレーン付リレーパック（3.5t）車2台を導入	ごみ焼却施設 150t/日×2基が完成
62年 (1987年)	<ul style="list-style-type: none"> 7月：生ごみたい肥化容器（コンポスター）の購入助成金（3,000円/台）を開始 資源集団回収報奨金を1kg当たり8円に増額 	
平成元年 (1989年)	<ul style="list-style-type: none"> クレーン付リレーパック車が7台となる。 物置棟の新築工事が完了 資源集団回収報奨金を1kg当たり10円に増額 不燃ごみ増量のため、収集委託車両を5台に増車 	第二処分場の候補地選定のための適地調査を開始
2年 (1990年)	<ul style="list-style-type: none"> クレーン付パッカー車2台を新規導入 洗車場完成 	
3年 (1991年)	<ul style="list-style-type: none"> クレーン付パッカー車3台を導入 資源回収車（リフト付平ボディ車）1台を導入し、びん・缶の分別回収実験を開始 フォークリフト1台を導入 職員休憩所完成 不燃ごみ収集委託業者が2社（5台）となる。 	

年度	清掃事業全般	一部事務組合関係
4年 (1992年)	<ul style="list-style-type: none"> ・八幡町一丁目に資源選別場完成 ・資源選別場で粗大ごみの選別資源化事業を開始 ・クレーン付パッカー車7台を導入。可燃ごみ収 収の上乗り作業を撤廃し、安全作業を確立 ・課内に「減量・資源化作業部会」を設置 ・びん・缶の分別回収が本格化 ・「東久留米市廃棄物の処理および清掃に関する 条例」を廃止。「東久留米市廃棄物の処理及び 再利用に関する条例」を制定 ・2月：完全週休2日制を実施 	<p>処分組合より、搬入割当量 が提示される。</p>
5年 (1993年)	<ul style="list-style-type: none"> ・4月：不燃ごみ収集の完全週休2日制に伴い収 集委託車両を2社・7台に増車 ・びん（リフト車、2週に1回の回収）、缶（ク レーン付ダンプ車、1月に2回の回収）、古紙 布類（可燃ごみ収集車に分別積載し、可燃ごみ と同時に分別回収）、紙パック（スーパー等に 回収容器を設置し福祉団体が週2～3回の回収） を資源物として分別回収し、8分別となる。 ・リサイクルパトロール車1台を導入 ・粗大ごみ収集を全域戸別申込制に切り替え ・TAMAらいふ21協会より、資源回収車（クレー ン付ダンプ車）1台の寄贈 ・事業系ごみを行政収集から自己処理に移行 	<ul style="list-style-type: none"> ・処分組合より、埋立てご み搬入割当量の見直し が提示され、割当量削減 に伴い、より厳しい減量 が求められた。 ・10月：リサイクルセン ター稼働。びん・缶の資 源化事業は、順次、市選 別場から柳泉園リサイ クルセンターへ引き継 いだ。
6年 (1994年)	<ul style="list-style-type: none"> ・4月：缶回収業務を業者委託（1社2台）し、 月2回の回収から月3回（10日に1回）回収へ 増強 ・5月：PETボトル及び白色発泡うトレイの分 別回収実験を開始し、10分別回収を開始 ・不燃ごみ収集の上乗り作業撤廃のため、クレー ン付パッカー車1台を導入 ・7月：古紙布類の回収を専用車（クレーン付ダ ンプ車）による休日明け回収に変更し、資源選 別場で古紙布類の選別（新聞・雑誌・段ボール・ 古布類）を開始 	<p>処分組合より、埋立配分量 の大幅削減が提示され、一 層厳しい減量が求められ た。</p>

年度	清掃事業全般	一部事務組合関係
7年 (1995年)	<ul style="list-style-type: none"> ・4月：びん回収を2週1回から週1回の曜日固定とした。缶回収についても10日に1回から週1回の曜日固定とした。 ・4月：白色発泡トレイ回収を週3回（月・水・金曜日）、PETボトル回収を週2回（火・木曜日）に固定し、専用回収車による回収とした。 ・6月：資源化処理を市選別場から柳泉園リサイクルセンターへ引き継いだ。 	6月16日：容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（通称「容器包装リサイクル法」）が公布
8年 (1996年)	<ul style="list-style-type: none"> ・オレンジボックスを廃止し、全域を袋収集化するとともに、11月から不燃ごみ収集回数を週1回に削減した。 ・減量・再資源化をさらに進めるため、廃棄物減量等審議会を設置し、会議を10回開催 【諮問事項】ごみの減量のための基本的考え方について ・11月から燃やせるごみの収集を週2回に固定化し、新聞・段ボール・雑誌などの紙類は毎週水曜日に市内全域で回収 ・オレンジボックス廃止に伴う説明会を開催（4月～10月 29会場） 	処分組合より、搬入割当量が提出され、より厳しい減量が求められる。
9年 (1997年)	<ul style="list-style-type: none"> ・10月：市内中央地域の可燃ごみ収集運搬業務を（1社7台）、また、市内西部地域の一部で金曜日の紙回収を業者に委託（1社3台） ・ごみ排出の分別・減量および再資源化を一層推進させるため、11会場で「対話集会」を開催し、延べ400人が参加 ・昭和59年4月：廃棄物の搬入を受け入れていた谷戸沢最終処分場（日の出町）が閉場。1月から二ツ塚最終処分場が一部開場 	7月、柳泉園組合新焼却炉の建設着工

年度	清掃事業全般	一部事務組合関係
10年 (1998年)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成9年度で谷戸沢最終処分場の埋め立てが終了し、10月4日から二ツ塚最終処分場が全面的に開場した。 ・7月：可燃ごみ収集運搬業務の委託車を7台から10台に増車 ・紙類回収は、学園町、南沢、ひばりが丘団地、浅間町は木曜日に、その他の地域は水曜日に回収することとした（曜日固定）。 ・PETボトル回収は、一部を委託回収とした。 ・2月：粗大ごみの有料収集を開始 	
11年 (1999年)	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭から出される剪定枝や葉の量を把握するため、「みどりごみ実験回収班」を設置 ・柳泉園で軟質プラスチックが焼却されていることが判明。市内7会場で説明会を開催。ポリエチレン製のレジ袋が可燃ごみに使用できるようになる。 ・選別場の移転 ・廃棄物減量等推進審議会を4回開催 【諮問事項】事業系一般廃棄物の処理のあり方について 	
12年 (2000年)	<ul style="list-style-type: none"> ・7月：一般家庭のし尿くみ取りを有料化。手数料は、一般くみ取り世帯は1便槽につき2,000円、それ以外のくみ取り便槽は36ℓにつき700円とする。 ・一般家庭のし尿くみ取り手数料の有料化に伴い、し尿のくみ取りと浄化槽等清掃経費の均衡及び公共下水道接続への促進を図るため、「浄化槽清掃経費の住民負担軽減措置に関する要綱」及び「雑排水等の清掃並びに処理に関する要綱」を廃止 ・10月：一般廃棄物の処理手数料を改正し、1kg当たりにつき40円とする。 ・廃棄物減量等促進審議会を3回開催 【諮問事項】東久留米市第三次長期総合計画について、平成13年一般廃棄物処理基本計画及び資源物の再利用計画（案）について 	<p>柳泉園組合新焼却炉クリーンポートが11月15日引き渡され、運転を開始</p>

年度	清掃事業全般	一部事務組合関係
13年 (2001年)	<ul style="list-style-type: none"> ・9月：軟質系プラスチック類の焼却再開に関して、市内7会場で説明会を開催 ・10月：可燃ごみ委託事業者を1社から3社に変更 ・廃棄物減量等推進審議会を5回開催 【諮問事項】一般廃棄物処理基本計画の見直しについて 	<ul style="list-style-type: none"> ・11月1日から軟質プラスチック類の焼却を再開 ・1月11日：柳泉園組合40周年記念式及びクリーンポート竣工式を行う。
14年 (2002年)	一般廃棄物処理基本計画を改定	
15年 (2003年)	<ul style="list-style-type: none"> ・4月：組織改正により、資源清掃課が「ごみ対策課」となる。 ・剪定枝の実験回収を開始 	
16年 (2004年)	乾電池の袋収集を開始	柳泉園組合旧第二工場解体
17年 (2005年)	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物減量等推進審議会を9回開催 【諮問事項】家庭ごみの有料化及び一般廃棄物の減量方策と再利用の推進について ・剪定枝の分別回収を開始 	
18年 (2006年)	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物減量等推進審議会を4回開催 【諮問事項】東久留米市一般廃棄物処理基本計画の見直しに伴う提言について（一般廃棄物の減量及び再利用の促進等について） ・10月：容器包装プラスチックの分別収集を開始 	7月1日から、東京たま広域資源循環組合でエコセメント事業を開始
19年 (2007年)	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭ごみの有料化導入基礎調査を実施 ・4月から市役所本庁舎内（環境緑政課）に生ごみ減量化処理機器購入費助成金制度の受付窓口を開設 	小金井市可燃ごみ広域支援受け入れを実施
20年 (2008年)	一般家庭で使用済みの食用油をリサイクルし、バイオディーゼル燃料化のモデル事業を実施。	
21年 (2009年)	ごみ量減少に伴う収集体制の見直しについて内部検討を開始	

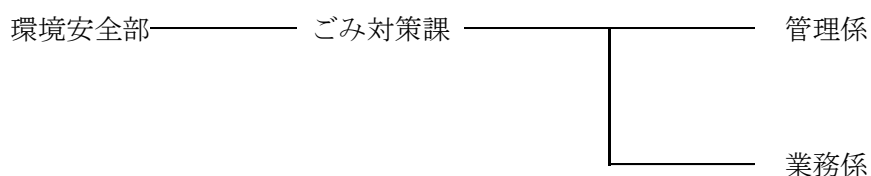
年度	清掃事業全般	一部事務組合関係
22年 (2010年)	第6期（平成23年度～平成27年度）分別収集計画を策定	
23年 (2011年)	<ul style="list-style-type: none"> ・4月：東北地方太平洋沖地震に伴う災害廃棄物処理支援のため、宮城県仙台市に3週間、計9人を派遣 ・10月：可燃ごみの減少に伴い、15班体制から14班体制に圧縮。職員の職種変更に伴い可燃ごみを全面委託 ・廃棄物減量等推進審議会を5回開催 【諮問事項】東久留米市一般廃棄物処理基本計画の見直しに伴う提言について（一般廃棄物の減量及び再利用の促進等について）。同審議会からの答申を受け、一般廃棄物処理基本計画の見直しを行った。 	放射性物質汚染対処特措法の施行に基づく、放射性物質定期観測の実施
24年 (2012年)	<ul style="list-style-type: none"> ・4月：可燃ごみの量の減少に伴う収集体制を見直し、14班から13班体制に圧縮。職員の職種変更に伴い、紙類の直営回収地域を委託し、全域委託回収とした。 ・10月：家庭ごみ有料化に向けた実施計画（素案）を作成し、パブリックコメント・市民意見交換会を市内4カ所で実施 ・11月：ごみ対策課内に「東久留米市ごみの減量化にかかる検討プロジェクトチーム」を設置し、7項目の減量周知活動を展開 ・1月：市内4カ所の拠点で小型家電（使用済み小型電子機器）の分別回収を開始 ・2月：鉄・非鉄金属の実験回収を開始。回収拠点を3カ所に設置 	東北地方太平洋沖地震に伴う災害廃棄物広域支援により宮城県女川町の災害廃棄物を柳泉園組合にて9月～翌3月末迄受入を実施

年度	清掃事業全般	一部事務組合関係
25年 (2013年)	<ul style="list-style-type: none"> ・4月：不燃ごみの収集を全面委託 ・4月：小型家電回収ボックスを市内4カ所から11カ所に増設 ・4月：鉄・非鉄金属の回収拠点を3カ所から7カ所に増設 ・6月：ダンボールコンポストの無料配布を試験的に開始 ・9月：第三者による資源物（古紙）の持ち去り行為を防止するため、GPS（全地球測位システム）による位置検索サービスを活用した追跡調査を、清瀬市及び西東京市と連携して実施 	
26年 (2014年)	<ul style="list-style-type: none"> ・7月：ごみ対策課庁舎及び市役所本庁舎にてノートパソコンと携帯電話の実験回収を開始 ・1月：第六小学校と小山小学校の清掃施設に小型家電回収ボックスを設置 	
27年 (2015年)	<ul style="list-style-type: none"> ・7月：青少年センターに小型家電回収ボックスを設置。 ・10月：家庭ごみ有料化導入基礎調査実施 ・12月：老朽化によりごみ対策課庁舎から新庁舎へ移転 ・1月：新庁舎で業務開始 ・2月：家庭ごみ有料化実施計画策定 	
28年 (2016年)	<ul style="list-style-type: none"> ・4月から3月：ご家庭ごみ有料化に向けた市民説明会及び意見交換会開催（135箇所、延べ4817名参加） ・6月：東久留米市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例が可決され、29年7月からの家庭ごみ有料化が議決 ・廃棄物減量等推進審議会を5回開催 <p>【諮問事項】東久留米市一般廃棄物処理基本計画の見直しについて（一般廃棄物の減量及び再利用の促進について）、同審議会の答申を受け、一般廃棄物処理基本計画の見直しを行った。</p>	

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 9月から3月：市内公共施設において戸別収集容器配布 ・ 10月：可燃ごみ及び布類戸別収集開始 ・ 12月から3月：旧ごみ対策課庁舎解体 ・ 3月：家庭ごみ有料化実施計画を改定、東久留米市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例が可決され、家庭ごみ有料化が29年10月実施に延期。 	
29年 (2017年)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4月～：家庭ごみ有料化に伴う市民説明会を全小中学校等57会場で開催、延べ2,484名参加。 ・ 廃棄物減量等推進審議会を開催、有料化が延期されることに伴い、一般廃棄物処理基本計画の修正を承認。 ・ 7月：小型廃家電を除く全品目の戸別収集を開始。 ・ 10月：燃やせるごみ、燃やせないごみ、容器包装プラスチックの指定収集袋（均一従量制）による家庭ごみ有料化事業を開始。（可燃・不燃：2円/ℓ、容プラ：1円/ℓ） ・ 2月：柳泉園組合構成3市水銀含有製品回収事業（キャンペーン）を実施 ・ 3月：使用済み注射針回収事業負担金事業を開始 ・ 12月～3月：ごみ対策課庁舎増築工事 ・ 3月末：ごみ対策課新庁舎完成 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 7月：柳泉園組合クリーンポート長期包括運営管理事業開始（15年間：平成44年6月まで）
30年 (2018年)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 10月～3月：ごみ対策課庁舎敷地の整備工事により、旧休憩所・作業場を解体。また、余剰地を利用（短期貸付）するための区画整備工事も実施。 ・ 12月：公道や公園等の清掃に使用できるボラティア袋の運用を開始した。 ・ 1月：全品目戸別収集の実施に伴い使用しなくなったごみ集積所跡地の一部について処分（売却）を開始した。 ・ 3月：第二小学校の清掃施設に小型家電回収ボックスを設置した。 	

元年 (2019年)	<ul style="list-style-type: none"> ・4月～：ごみ対策課庁舎敷地の一部について、土地賃貸借契約を締結し、時間貸駐車場として利活用を図った。 ・4月～：指定収集袋の広告掲載を開始した。 	
---------------	--	--

2. 組織



3. 事務分掌

- 管理係
- ①清掃事業の計画に関する事
 - ②ごみの減量化、地球資源化及びリサイクルの推進に関する事
 - ③し尿処理に関する事
 - ④し尿手数料に関する事
 - ⑤柳泉園組合との連絡調整に関する事
 - ⑥東京たま広域資源循環組合との連絡調整に関する事
 - ⑦専用公印の管守に関する事
 - ⑧課の庶務に関する事
- 業務係
- ①ごみ等の収集及び運搬に関する事
 - ②ごみ集積所の設置調整に関する事
 - ③清掃思想の普及向上に関する事
 - ④清掃手数料に関する事

4. 職員配置数

令和2年3月31日現在

職種 所属	部長	課長	係長	係員	技能労務職	計
環境安全部	1					1
ごみ対策課		1				1
管理係			1	3		4
業務係			1	3	11	15
計	1	1	2	6	11	21

5. ごみ対策課保有車両一覧表

塵芥収集車

令和2年3月31日現在

	陸事登録番号	車両種別	積載量(t)	メーカー	登録年月日
1	多摩 100 さ・211	リフト付平ボディ車	2	三菱	H11. 6. 28
2	多摩 100 す 7707	リフト付平ボディ車	2	三菱	H23. 11. 16
3	多摩 100 さ 9665	クレーン付深ダンプ車	2	三菱	H16. 11. 2
4	多摩 100 す 6007	リフト付平ボディ車	2	三菱	H21. 11. 17
5	多摩 800 せ 6080	プレスパッカー車	2.3	三菱	H22. 10. 15
6	多摩 800 せ 4532	プレスパッカー車	2.3	三菱	H22. 10. 15

資源回収車

	陸事登録番号	車両種別	積載量 (t)	メーカー	登録年月日
1	多摩 11 な 9171	クレーン付深ダンプ車	2	三菱	H10. 7. 16
2	多摩 100 さ 2782	クレーン付深ダンプ車	2	三菱	H13. 2. 16
3	多摩 800 す 4459	パッカー車	2	三菱	H15. 9. 11
4	多摩 800 す 5165	パッカー車	2	三菱	H15. 11. 21
5	多摩 100 せ 1512	リフト付平ボディ車	2	三菱	H28. 3. 16

乗用車・その他車両

	陸事登録番号	車両種別	乗車定員	メーカー	登録年月日
1	東久留米市 ・555	フォークリフト車	1人	コマツ	H 3. 12. 20
2	多摩 40 ゆ 6017	軽ダンプ車	2人	スズキ	H 6. 7. 14
3	多摩 50 ち 8131	軽乗用車	4人	ダイハツ	H10. 4. 15
4	多摩 41 い 234	軽ワンボックス車	4人	スズキ	H9. 4. 1
5	多摩 480 く 1251	軽ワンボックス車	4人	ダイハツ	H21. 6. 29
6	多摩 41 い・311	軽貨物車	2人	ダイハツ	H31. 2. 26

6 ごみ対策課関係決算額の推移

歳入

(単位：円)

区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
ごみ収集手数料	19,500,100	20,257,900	19,212,950	19,299,600	18,020,500	16,803,500	16,986,600	268,883,300	278,113,100	288,041,900
し尿収集手数料	1,480,000	1,260,000	1,152,000	882,000	850,000	602,000	484,000	404,000	326,000	294,000
一般廃棄物処理業許可手数料	410,000	110,000	420,000	130,000	410,000	140,000	390,000	150,000	400,000	120,000
ごみ収集手数料(連絡所分)						1,599,900	1,586,600	903,300	0	0
し尿収集手数料(連絡所分)						136,600	148,000	154,000	98,000	94,000
合計	21,390,100	21,627,900	20,784,950	20,311,600	19,280,500	19,282,000	19,595,200	270,494,600	278,937,100	288,549,900

歳出

(単位：円)

区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	
一般会計	36,894,696,794	36,781,280,539	35,916,839,426	37,289,242,729	37,603,114,927	38,394,175,658	39,167,433,203	40,065,641,756	41,305,500,848	42,333,073,341	
清掃費	清掃総務費	1,328,511,060	1,279,899,658	1,213,621,318	1,181,049,109	1,152,320,728	1,119,464,361	1,136,584,278	1,142,409,851	958,193,078	908,463,150
	塵芥処理費	602,744,025	628,086,425	649,339,457	667,024,778	712,404,276	712,473,644	822,786,237	928,387,070	973,309,556	997,528,357
	し尿処理費	2,927,630	2,781,450	2,454,690	2,425,710	2,668,896	2,842,560	2,826,144	2,813,184	2,790,288	3,000,100
	計	1,934,182,715	1,910,767,533	1,865,415,465	1,850,499,597	1,867,393,900	1,834,780,565	1,962,196,659	2,073,610,105	1,934,292,922	1,908,991,607
前年対比	101.0%	98.8%	97.6%	99.2%	100.9%	98.3%	106.9%	105.7%	93.3%	98.7%	
一般会計に占める割合(%)	5.2%	5.2%	5.2%	5.0%	5.0%	4.8%	5.0%	5.2%	4.7%	4.5%	
市民一人当たりの経費	一般会計	315,920	316,761	310,104	320,707	322,904	327,870	334,764	342,767	353,707	361,970
	清掃費	16,562	16,456	16,106	15,915	16,036	15,668	16,771	17,740	16,564	16,323
1世帯当たりの経費	一般会計	720,051	718,441	699,956	720,120	720,559	735,718	736,368	746,922	763,305	773,207
	清掃費	37,748	37,323	36,354	35,736	35,783	35,158	36,890	38,657	35,745	34,867
人口(10月1日現在)(人)	116,785	116,117	115,822	116,272	116,453	117,102	117,000	116,889	116,779	116,952	
世帯数(10月1日現在)(世帯)	51,239	51,196	51,313	51,782	52,186	52,186	53,190	53,641	54,114	54,750	

※人口及び世帯数は外国人登録を含む

7. 一般廃棄物処理許可業者一覧表

NO.	業者名	郵便番号	住所	電話番号
1	(有)常盤組	203-0033	東久留米市滝山三丁目11番14-103号	042-470-2080
2	(株)丸井商事	203-0043	東久留米市柳窪一丁目10番63号	042-471-1525
3	大生運輸(株)	203-0054	東久留米市中央町一丁目1番6号	042-471-6111
4	加藤商事(株)	189-0011	東京都東村山市恩多町一丁目12番地3	042-392-1001
5	(株)藤和商事	359-0011	埼玉県所沢市南永井944-1	04-2945-5332
6	志賀興業(株)	181-0004	東京都三鷹市新川四丁目1番11号	0422-47-1414
7	太誠産業(株)	171-0022	東京都豊島区南池袋三丁目14番11号中町ビル	03-3989-0098
8	(株)木下フット	359-0012	埼玉県所沢市坂之下1142番地	04-2944-3737
9	相模原紙業(株)	252-0253	神奈川県相模原市中央区南橋本一丁目18番15号	042-773-3508
10	千葉企業(株)	189-0025	東京都東村山市廻田町一丁目2番17号	042-306-2013
11	(株)増渕商店	173-0022	東京都板橋区仲町16番8号	03-5968-4077
12	田無衛生興業(有)	188-0011	東京都西東京市田無町六丁目6番11号	042-461-2604
13	(株)野島商事	352-0022	埼玉県新座市本多一丁目6番7号	048-478-2049
14	比留間運送(株)	208-0003	東京都武蔵村山市中央二丁目18番地の3	042-565-1336
15	東和産業(株)	187-0002	東京都小平市花小金井一丁目36番1号	042-465-5514
16	(有)山下商事	203-0042	東久留米市八幡町一丁目5番25号	042-473-3761
17	(株)エス・イーディー	359-0021	埼玉県所沢市東所沢和田二丁目32番地5	04-2951-7760
18	(有)下田商会	188-0004	東京都西東京市西原町四丁目5番75号	042-461-0460
19	(株)神明園	203-0052	東久留米市幸町三丁目11番15号	042-471-0736
20	西村 雅之	203-0043	東久留米市下里四丁目1番17-406	042-472-3495
21	(株)根本造園	203-0031	東久留米市南町一丁目5番4号	042-461-8142
22	エコ・プロジェクト	203-0043	東久留米市下里四丁目1番38-109	042-474-5479
23	(株)遠藤商会	350-1155	埼玉県川越市下赤坂627番地7	0492-66-9437
24	(有)敬商	206-0803	東京都稲城市東長沼2416-538	042-377-6777
25	松村園芸(株)	203-0052	東久留米市幸町三丁目4番2号	042-471-1168
26	(株)高橋産商	331-0811	埼玉県さいたま市北区吉野町二丁目5番地の12	048-652-8884
27	(有)エイ・エス・ケイ	189-0012	東京都東村山市萩山町二丁目16番地26-102	042-396-3116
28	大洋運輸(株)	178-0062	東京都練馬区大泉町四丁目5番17号	03-3925-5177
29	(株)アユミ・プラン	359-1164	埼玉県所沢市三ヶ島一丁目144番地の3	04-2949-7720
30	(有)古川新興	183-0014	東京都府中市是政三丁目65番地の1	042-365-2231
31	(株)完山金属	193-0944	東京都八王子市館町468番地の2	042-611-4408
32	(株)アクト・エア	243-0301	神奈川県愛甲郡愛川町角田3667番地	046-280-1112
33	木村建材工業(株)	203-0032	東久留米市前沢一丁目8番12号	042-473-8171
34	(有)八栄興業	203-0034	東久留米市弥生一丁目4番13号	042-465-5525
35	片山商事(株)	350-0012	埼玉県朝霞市栄町五丁目6番19号	048-461-4126
36	(株)五美清掃	202-0003	東京都西東京市北町五丁目9番4号	042-439-4366
37	大河原 陽一	204-0004	東京都清瀬市野塩一丁目172番地	042-493-1512
38	(株)水野商会	189-0001	東京都東村山市秋津町4丁目16番地5	042-391-6427
39	高杉商事(株)	187-0022	東京都小平市上水本町四丁目8番12号	042-321-2682
40	(株)レクト	203-0053	東久留米市本町三丁目1番9号	042-471-7111
41	藤産業(株)	190-1221	東京都福生市武蔵野台1丁目1番地4	042-568-7681
42	東建(株)	175-0083	東京都板橋区徳丸二丁目3番11号	03-3935-5312
43	東光建設(株)	189-0001	東京都東村山市秋津町4丁目16番地4	042-391-1947
44	(株)田邊商店	190-0033	東京都立川市一番町5丁目5-1	042-520-0075
45	(株)古畑総合建装	202-0001	東京都西東京市ひばりが丘二丁目11番29号	042-421-6679
46	(株)東邦運輸	203-0053	東久留米市本町三丁目1番9号シャインハイツ東久留米1-E	042-476-4111
47	栄晃産業(株)	181-0002	東京都三鷹市牟礼1丁目11番15号	0422-48-2235
48	(株)山水園	187-0012	東京都小平市御幸町316番地の2	042-385-2967
49	武蔵野清運(有)	202-0011	東京都西東京市泉町2-18-16	042-438-8938

Ⅱ．ごみ処理事業

1．ごみ処理の沿革

昭和20年から30年台前半までの東久留米市は、気候風土に恵まれた農村地帯であった。そのため、家庭から排出される「ごみ」はごくわずかであり、そのほとんどが自家処理されていた。

昭和30年台後半になると住宅建設に伴う人口の増加により自家処理も限界に達し、市では大八車やリヤカー等の運搬車により、風鈴を鳴らしながら3日に1回の割合で一般家庭を対象に、申込制による家庭ごみの収集を行った。しかし、収集したものの、それらを処分する中間処理施設がなく、やむなく現在の滝山団地造成前の平地林の中に埋立処分していた。

市内に中間処理施設ができたのは昭和36年9月。一部事務組合によるごみ焼却施設（処理能力37.5t／日）が完成し、本格的な焼却処理が開始。ようやく衛生的なごみ処理への第一歩を踏み出したのである。

このごみ処理問題に加え、昭和30年台後半から都市のベッドタウンとして公営住宅等の急速な建設ラッシュの到来により、人口も急激に増加し、停留所方式による袋収集という収集形態の改善を迫られる状況になった。そこで市は、ごみ収集の効率性や環境衛生の向上を図るために、昭和45年4月から可燃ごみ収集の機械化（クレーン付ダンプ車）によるダストボックス方式に切り替えた。さらに、昭和47年7月には不燃ごみもダストボックスの収集に切り替え、全市域の可燃・不燃ごみともダストボックスによる収集となった。

そうした中、東久留米駅東側の一部地域ではごみ量の増加に伴い、ダストボックスの適切な設置も不可能な状態になってきたため、昭和56年11月にダストボックス収集から「袋収集」に切り替えることとなった。

昭和59年4月からは可燃・不燃・粗大ごみに、「有害ごみ」を加えた4分別収集を実施した。

昭和61年10月には安全性や効率性を重視した清掃車として、可燃ごみ収集にクレーン付リレーパック車（3.5t車）を導入し、1台当たりの収集量の効率性を図った。また、平成2年度には効率性と衛生面の高い清掃車として、可燃ごみ収集にクレーン付パッカー車を導入した。

平成3年度から資源物（びん・缶）の実験回収を開始。平成5年10月の柳泉園リサイクルセンターの開設と同時に、びん・缶・古紙類の本格回収を実施した。また、平成6年5月からPETボトル・発泡うトレイの実験回収を開始、同年11月よりPETボトル・発泡うトレイの本格回収を実施した。

平成7年6月には、市選別場で選別していたPETボトル及び発泡うトレイ量の増大に加え、選別場での選別作業が困難となったため、その作業を柳泉園リサイクルセンターに引き継いだ。

平成8年度は、可燃ごみ収集の週2回への削減▼新聞・段ボールなどの紙類の全域分別回収開始▼不燃ごみの袋収集化（オレンジボックス廃止）▼不燃ごみ収集の週1回への削減▼PETボトル回収への（ブルー）ボックス方式導入▼PETボトル・白色発泡うトレイの定期分別回収開始▼黒色ごみ袋の使用禁止等、を主な内容とする事業の一大転換を図った。

平成9年度に谷戸沢最終処分場（埋立地）での埋め立てが終り、それに替わる処分場として二ツ塚最終処分場が、平成10年4月から全面的に開場した。

しかしながら、同処分場にあっても向こう16年間で寿命とされ、ごみを搬入している26市1町の自治体はより一層の搬入制限が課せられることになった。これを受け市は最終処分場の延命と地球環境保護のため、更なるごみ排出の減量と再資源化への取り組みを始めた。

平成10年度は7月から可燃ごみの委託車を7台から10台に増車した。

そのほか、紙類回収は、前沢・滝山・南町・弥生及び下里2・3丁目が金曜日回収（委託）、学園町・南沢・ひばりが丘団地及び浅間町は木曜日、その他の地区は水曜日の回収に、PETボトルの回収は一部の地区を委託回収にした。

平成11年2月、増大する粗大ごみの抑制等を図る観点から、有料化により対応することとした。

平成11年度は、可燃ごみの収集量を減量するという目的で、家庭から出される剪定枝・葉を資源として回収するため、「みどりごみ実験回収班」を設置し、年間を通じて実験回収を行った。

平成12年11月に柳泉園組合で新焼却炉（315t/日）が完成。

平成13年度は、11月から新焼却炉（クリーンポート）による軟質系プラスチック類の焼却を再開した。

平成17年度から、家庭から出される剪定枝を資源として分別回収し、業者委託によるチップ化処理を行った。

平成18年度は、10月から容器包装プラスチックの分別収集を開始した。また、東京たま広域資源循環組合では、7月から可燃ごみの焼却残渣の埋め立てを終了してエコセメント化事業を開始した。

平成19年度は、家庭ごみ有料化へ向けて、無作為に2,000世帯を対象に基礎調査を実施した。調査に協力された方は、823世帯で回収率は41.2%であった。

平成20年度は、一般家庭で使用済みの食用油をリサイクルし、バイオディーゼル燃料化のモデル事業を実施した。

平成23年度は、ごみ排出量の減少に伴い収集体制削減の見直しをおこない、可燃ごみ収集の全域を業者委託とした。

平成24年度は、4月より紙類回収を全域業者委託に変更。6月からはイベントでの小型家電実験回収を実施し、平成25年1月には市内4カ所に拠点を設けて分別回収を開始した。10月、前年度実施した廃棄物減量等推進審議会の答申を受け、「家庭ごみの有料化に向け

た市民意見交換会」を実施。意見交換会の結果、有料化の実施については一時凍結し、翌年度については有料化によらない減量施策を講じることとした。1月から自治会などの団体を中心に、ごみの減量手法の説明を含む啓発活動の一環として「ごみ減量説明会」を開始した。

平成25年度は、前年度に引き続きごみの減量化の取り組みを実施。4月より不燃ごみの収集を全面委託化と、資源として小型家電の回収量増加を目的に小型家電回収ボックスを市内11カ所に増設。9月には第三者による資源物(古紙)の持ち去り行為を防止するため、GPS(全地球測位システム)による位置検索サービスを活用した追跡調査を、清瀬市及び西東京市と連携して実施した。

平成26年度は排出日を守ろうキャンペーンを重点的に実施。広報や説明会を通じて排出日を守ることを訴え、マナーアップによるごみ減量を目指した。そのほかの取り組みとして、年間を通じてのダンボールコンポスト無料配布や親子を対象とした講習会の開催(7月)、ごみ対策課庁舎と本庁舎にてノートパソコンと携帯電話の回収を開始した。

平成27年度は、家庭ごみ有料化に向けた、家庭ごみ有料化導入基礎調査を実施し、2月に家庭ごみ有料化実施計画を策定。またごみ対策課庁舎の老朽化に伴い、仮設庁舎を建設し、1月より仮設庁舎での執務を開始した。

平成28年度は、家庭ごみ有料化に伴う説明会を市立小中学校、公共施設、自治会単位及び集積所単位など、135箇所で開催し、延べ4,817名の参加があった。また、10月からの燃やせるごみと布類の戸別収集移行に伴い、戸建て住宅にお住まいの方を対象とした戸別収集容器の配布を約11,000世帯に無料配布した。

平成29年度は、家庭ごみ有料化に伴う説明会を市立小中学校、公共施設、自治会単位及び集積所単位など57箇所で開催し、延べ2,484名の参加があった。7月からは小型廃家電類を除く全品目の戸別収集を実施し、10月から「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」「容器包装プラスチック」の3品目の指定収集袋による家庭ごみ有料化を実施した。また、2月に柳泉園組合構成3市共同キャンペーンとして、水銀含有製品回収事業を行い、3月には、在宅医療廃棄物の適正処理を目的とした、使用済み注射針回収事業負担金事業を開始した。

平成30年度は、12月から公道や公園等の清掃に使用することができる、ボランティア袋の運用を開始した。

令和元年度は、ごみ対策課庁舎敷地の一部を有効的に活用するために有料時間貸駐車場とし、三井不動産リアルティ株式会社との賃貸借契約を締結した。また、家庭廃棄物指定収集袋の外袋への有料広告掲載を開始した。

2. ごみの分別及び収集方法等

分類	収集回数	収集方法	業務主体
燃やせるごみ	週 2 回	戸別収集	委託
燃やせないごみ	週 1 回	戸別収集	
容器包装プラスチック	週 1 回	戸別収集	
粗大ごみ	週 1 回	戸別申し込み制	直営
有害ごみ	週 1 回	戸別収集（集合住宅）	委託
		戸別収集（戸建住宅）	
古紙	週 1 回	戸別収集	
布類	週 1 回	戸別収集	
びん	週 2 回	戸別収集	
缶	週 1 回	戸別収集	
P E T ボトル	週 1 回	戸別収集	
紙パック	週 2～3 回	専用回収容器（拠点回収）※1	福祉団体
剪定枝	週 2 回	戸別申し込み制	直営
小型家電	週 1 回	専用容器（拠点回収）	

※1：古紙として排出する場合は戸別収集

3. ごみ収集の推移

		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
人口(10月1日現在) ①		116,785	116,117	115,822	116,272	116,453
世帯(10月1日現在) ②		51,239	51,196	51,313	51,782	52,186
収集量(t)	燃やせるごみ	17,819	17,827	17,486	17,333	16,856
	燃やせないごみ	2,168	2,234	2,047	2,121	2,114
	粗大ごみ	93	97	80	64	58
	有害ごみ	39	42	38	36	35
	資源物	4,370	4,466	4,492	4,720	4,654
	容リプラ	1,409	1,422	1,415	1,403	1,396
	小計 ③	25,898	26,088	25,558	25,677	25,113
稼働日数(日) ④		258	259	256	258	258
1人1日排出量(g) ③÷①÷365日		612	609	605	605	591
1世帯1日排出量(g) ③÷②÷365日		1,395	1,382	1,365	1,359	1,318
1日平均収集量(t) ③÷④		101	100	100	100	97
民間等持込量(t)	可燃ごみ	4,036	4,047	3,963	4,717	4,944
	不燃ごみ	25	29	26	20	50
	粗大ごみ	39	42	48	50	54
	小計 ⑤	4,100	4,118	4,037	4,787	5,048
合計(t) ③+⑤		30,206	29,998	29,595	30,461	30,161

※人口及び世帯数は外国人登録含む

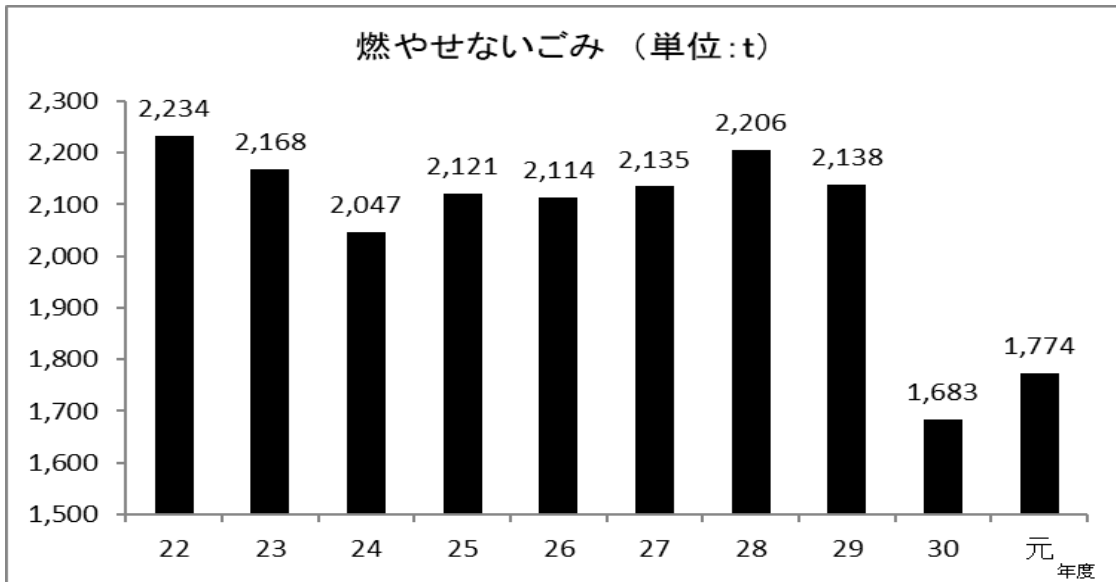
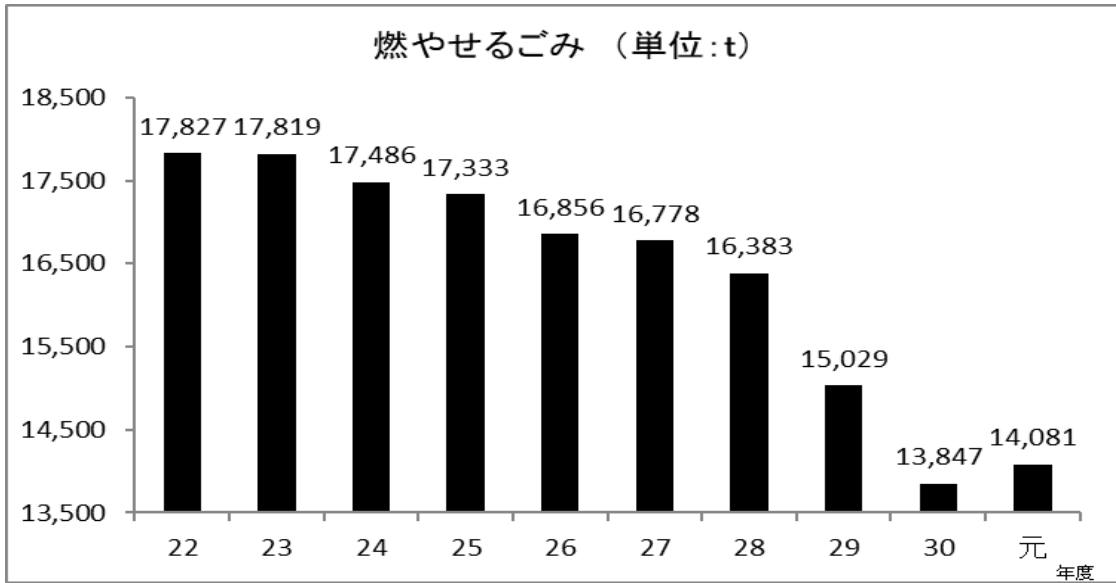
※容器包装プラスチック(容リプラ)の収集量は夾雑物を除いた処理量

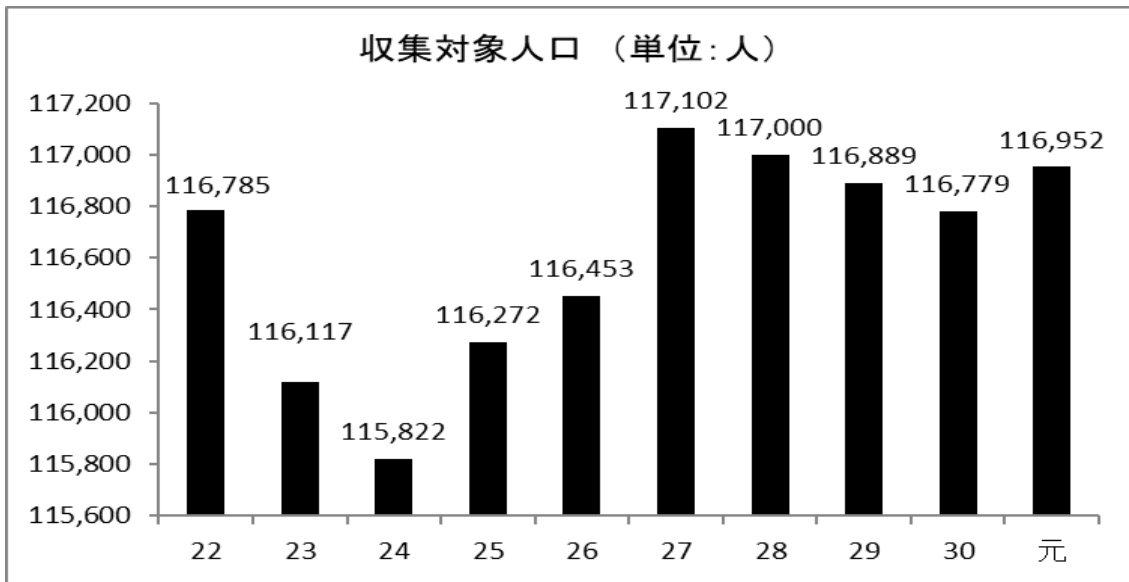
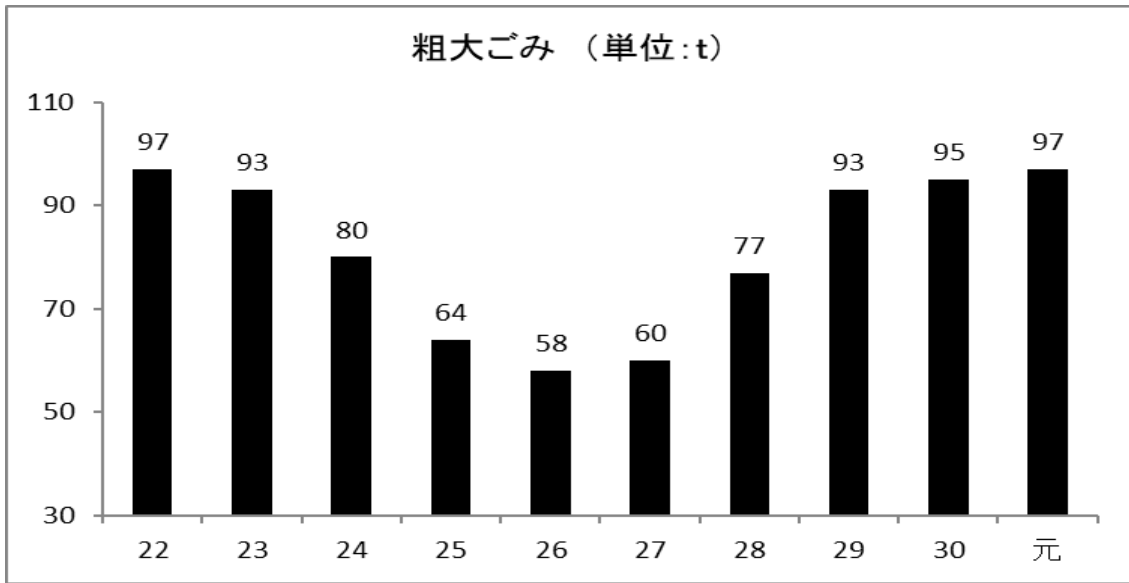
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
人口(10月1日現在) ①		117,102	117,000	116,889	116,779	116,952
世帯(10月1日現在) ②		52,867	53,190	53,641	54,114	54,750
収集量 (t)	燃やせるごみ	16,778	16,383	15,029	13,847	14,082
	燃やせないごみ	2,135	2,206	2,138	1,683	1,775
	粗大ごみ	60	77	93	95	96
	有害ごみ	37	36	41	37	38
	資源物	4,599	4,541	5,029	5,110	5,174
	容リプラ	1,411	1,551	1,739	1,640	1,726
	小計 ③	25,020	24,794	24,069	22,412	22,891
稼働日数(日) ④		259	259	259	256	257
1人1日排出量(g) ③÷①÷365日		584	581	564	526	535
1世帯1日排出量(g) ③÷②÷365日		1,297	1,277	1,229	1,135	1,145
1日平均収集量(t) ③÷④		97	96	93	88	89
民間等 持込量 (t)	可燃ごみ	4,753	4,820	5,140	5,616	6,283
	不燃ごみ	48	53	56	69	83
	粗大ごみ	70	85	119	145	162
	小計 ⑤	4,871	4,958	5,315	5,830	6,528
合計(t) ③+⑤		29,891	29,752	29,384	28,242	29,419

※人口及び世帯数は外国人登録含む

※令和元年度の資源物内訳(行政回収・柳泉園、加藤商事1,469t、剪定枝33t、行政回収・資源選別3,672t)

※容器包装プラスチック(容リプラ)の収集量は夾雑物を除いた処理量





4. ごみ収集経費の推移

	収集処理経費 (千円)	1 t 当たりの 処理費 (円)	市民 1 人当たりの 処理費 (円)		1 世帯あたりの 処理費 (円)	
			年額	日額	年額	日額
22 年度	1,931,255	74,571	16,537	45	37,691	103
23 年度	1,907,986	73,137	16,432	45	37,268	102
24 年度	1,862,961	72,892	16,085	44	36,306	99
25 年度	1,848,074	71,974	15,894	44	35,690	98
26 年度	1,864,725	74,253	16,013	44	35,732	98
27 年度	1,831,938	73,219	15,644	43	34,652	95
28 年度	1,963,969	79,791	16,786	46	36,924	101
29 年度	2,070,797	86,036	17,716	49	38,605	106
30 年度	1,963,521	87,630	16,814	46	36,285	99
元年度	1,905,991	83,263	16,297	46	34,812	97

注：収集処理経費は清掃総務費と塵芥処理費

5. 負担金の状況

柳泉園組合負担金

(単位：千円)

年度	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元
東久留米市	654,100	633,803	623,491	613,793	605,264	582,074	534,711	512,693	416,316	382,589
西 東 京 市	913,589	895,545	898,339	892,809	866,223	805,567	782,881	755,167	643,750	653,317
清 瀬 市	454,181	433,186	426,300	418,413	402,965	400,694	343,772	329,556	246,258	245,386
計	2,021,870	1,962,534	1,948,130	1,925,015	1,874,452	1,788,335	1,661,364	1,597,416	1,306,324	1,281,292

柳泉園組合による環境整備負担金

(単位：千円)

年度	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元
金額	29,221	28,620	28,390	28,006	30,738	28,944	30,872	30,090	29,000	29,000

東京たま広域資源循環組合負担金

(単位：千円)

年度	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元
金額	394,370	403,315	409,814	381,098	373,213	367,763	366,256	366,597	352,309	347,239

6. 粗大ごみ処理状況

年度	申 込 件 数	処 理 点 数	1 ヶ月平均 申 込 件 数	1 ヶ月平均 処 理 点 数
22	28,617	66,234	2,384	5,519
23	29,436	68,044	2,453	5,670
24	27,878	64,899	2,323	5,408
25	28,508	64,371	2,375	5,364
26	26,469	60,255	2,206	5,021
27	27,035	59,888	2,253	4,991
28	28,521	64,183	2,377	5,349
29	32,960	72,316	2,746	6,026
30	35,657	74,628	2,971	6,219
元	38,370	82,543	3,197	6,878

7. 令和元年度月別粗大ごみ処理状況

年 月	申 込 件 数	処 理 点 数
4 月	2,889	7,009
5 月	3,781	7,670
6 月	2,743	6,245
7 月	3,478	6,460
8 月	3,185	7,073
9 月	3,410	6,750
10 月	3,322	7,477
11 月	3,260	7,122
12 月	3,705	8,504
2 年 1 月	2,842	5,581
2 月	2,506	5,204
3 月	3,249	7,448
合計	38,370	82,543

8. 令和元年度清掃事業委託業者一覧表

No.	業者名	住所	電話番号	委託種類
1	(有)常盤組東久留米支店	東久留米市滝山 3-11-14-103	042-470-2080	し尿・浄化槽
2	(株)丸井商事	東久留米市柳窪 1-10-63	042-471-1525	
3	東久留米市 清掃事業協同組合	東久留米市八幡町 3-2-34	042-420-7238	可燃・不燃・容器包装プラスチック・ペットボトル・有害・びん・缶
	3(1) (有)山下商事	東久留米市八幡町 1-5-25	042-473-3761	
	3(2) 大生運輸(株)	東久留米市中央町 1-1-6	042-471-1155	
	3(3) (株)東邦運輸	東久留米市本町 3-1-9 シャインハイツ 1-E	042-476-4111	
	3(4) (株)丸井商事	東久留米市柳窪 1-10-63	042-471-1525	
4	東多摩再資源化事業協同組合	東村山市久米川町 1-16-18	042-395-9788	紙布類・金属
5	比留間運送(株)	武蔵村山市中央 2-133-1	042-565-1336	剪定枝チップ化
6	加藤商事(株)	東村山市恩多町 1-12-3	042-392-1001	容器包装プラスチック・PET ボトル選別・圧縮・梱包
7	(公財)日本容器包装リサイクル協会	港区虎ノ門 1-14-1 郵政福祉琴平ビル	03-5532-8597	容ブラ・PET ボトル再商品化

9. 犬猫等動物死体処理状況

- ①対象…飼い主不明の野良犬、猫の死体処理のみで、無料扱い
- ②処理…昭和 59 年度より柳泉園内の専用冷凍庫に保管し、慈恵院（多摩犬猫霊園）にて委託処理 ≪慈恵院【住所：府中市浅間町 2-15 電話：042-365-7676】≫

年度別動物死体処理状況

(単位：体)

年度 区分	22	23	24	25	25	26	27	28	29	30	元
犬	1	2	1	3	3	2	5	3	4	2	3
猫	116	114	113	139	139	115	103	127	115	102	88
計	117	116	114	142	142	117	108	130	119	104	91

元年度動物死体状況

(単位：体)

月 区分	4	5	6	7	8	9	10	11	12	2年 1	2	3	計
犬	0	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	3
猫	10	10	14	10	13	6	6	3	1	5	10	0	88
計	10	10	14	11	13	7	7	3	1	5	10	0	91

Ⅲ.し尿処理事業

1. し尿処理の沿革

し尿は農村還元等の方法で処分していたが、昭和30年代後半頃からの急激な人口増によるし尿排水量の増加と住宅の密集化に伴う処分地の確保難から、昭和40年に北部三ヶ町衛生組合（田無・保谷・久留米）で日量200kℓの処理能力施設を建設し、し尿処理を開始。その後、昭和42年に組織名を柳泉園組合に改称し、昭和45年、46年には日量100kℓの第二、第三処理施設を建設して増加するし尿処理量に対応してきた。

しかし、公共下水道の普及によりし尿処理量は減少の一途をたどっており、平成8年3月には新技術を導入した日量35kℓの処理施設を完成させ、し尿処理は全面的に同施設へ切り替えた。この施設は臭気、水質、騒音等の公害対策はもとより地域周辺の環境保全にも気を配り、清潔でクリーンな施設となっている。

し尿汲み取り手数料の改定経過は下表のとおりである。昭和45年4月に一般家庭のし尿汲み取り手数料を無料化したが、平成12年7月から再び有料となり現在に至っている。

し尿くみ取り手数料改定経過

区分 改定年月日	人 頭 制		従量制	備 考
	人頭割 (1人、1カ月)	回数制 (2回につき)	36ℓにつき	
昭和 36. 4. 1	—	—	25 円	
昭和 42. 4. 1	—	—	30 円	
昭和 43. 7. 1	40 円	80 円	—	
昭和 45. 4. 1	—	—	—	一般家庭無料化

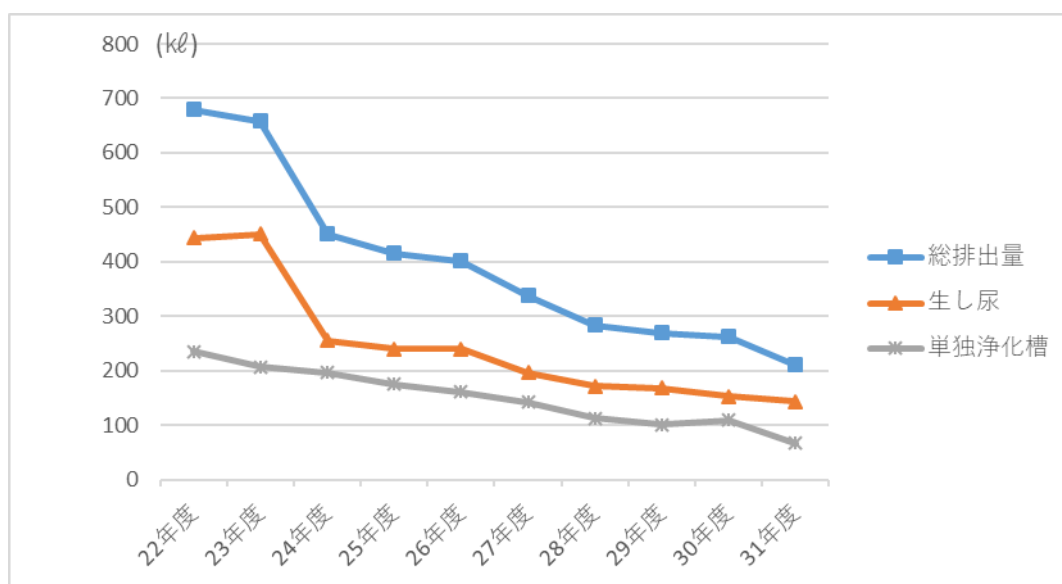
し尿くみ取り手数料の有料化

平成 12. 7. 1	(一般世帯) 1便槽1回につき、2,000円 (その他) 36ℓにつき700円 ※平成12年6月までは36ℓにつき340円
-------------	--

2. し尿処理量の推移

(単位：kℓ)

年度	総排出量	生し尿	単独浄化槽	合併浄化槽	収集日数	日量
22	679	444	235	0	212	3.20
23	658	451	207	0	194	3.39
24	451	255	196	0	196	2.30
25	415	240	175	0	192	2.16
26	401	240	161	0	196	2.05
27	338	196	142	0	165	2.05
28	283	171	112	0	174	1.63
29	269	168	101	0	178	1.51
30	262	153	109	0	170	1.54
元	210	143	67	0	136	1.54



3. し尿収集体制

し尿の収集は、事業開始当初から業者委託による収集を行っており、当初は生し尿が収集量の全体を占めていた。その後、単独浄化槽が各家庭に普及したが、現在は公共下水道の整備により、生し尿・し尿浄化槽汚泥収集量は年々減少している。

し尿収集は委託2業者が、浄化槽の清掃は3許可業者がそれぞれ行っている。

委託の収集体制

委託業者	収集運搬委託区域
有限会社 常盤組	上の原全域、神宝町全域、金山町全域、大門町全域、氷川台全域、東本町全域、新川町一丁目6番、新川町二丁目4・9番、浅間町二丁目5～7番、中央町全域、本町全域、南沢全域、学園町全域、南町全域、前沢全域、下里二丁目1～3番、八幡町三丁目2～11番、滝山全域、弥生全域、柳窪二丁目全域、柳窪三丁目1・2・4・5番、柳窪四丁目1～10番、柳窪四丁目15番
株式会社 丸井商事	新川町一丁目1～5番、新川町一丁目7～19番、新川町二丁目1～3番、新川町二丁目5～8番、浅間町一丁目全域、浅間町二丁目1～4番、浅間町二丁目8～29番、浅間町三丁目全域、ひばりが丘団地（仮設のみ）、小山全域、幸町全域、野火止全域、下里一丁目全域、下里二丁目4～16番、下里三～七丁目全域、八幡町一・二丁目全域、八幡町三丁目1番、八幡町三丁目12～16番、柳窪一丁目全域、柳窪三丁目3番、柳窪四丁目11～14番、柳窪五丁目全域

4. し尿収集運搬委託料

	車両1台あたりの 契約方式	1社当りの 契約世帯数	くみ取り 総世帯数	契 約 事業者数	年間委託料 (円)
22年度	基礎額+単価+回数	地区分割	200	2	2,725,800
23年度	基礎額+単価+回数	地区分割	89	2	2,601,900
24年度	基礎額+単価+回数	地区分割	83	2	2,284,800
25年度	月額	地区分割	73	2	2,293,200
26年度	月額	地区分割	66	2	2,540,160
27年度	月額	地区分割	57	2	2,721,600
28年度	月額	地区分割	57	2	2,721,600
29年度	月額	地区分割	46	2	2,721,600
30年度	月額	地区分割	34	2	2,721,600
元年度	月額	地区分割	29	2	2,929,920

※くみ取り総世帯数は平成23年度より登録世帯数から実績世帯数の掲載に変更

IV. ごみ減量化対策事業

1. ごみ減量再資源化対策事業

平成3年度よりびん・缶の実験回収を開始、平成5年10月の柳泉園リサイクルセンターの開設と同時に、びん・缶・古紙類の本格回収を実施した。また、平成6年5月よりPETボトル・白色発泡トレイの拠点回収実験を開始、同年11月よりPETボトル・白色発泡トレイの設置個所数を拡大し本格回収を実施した。

その後、PETボトル及び白色発泡トレイ量が増大し、市選別場での選別作業が困難となったため、平成7年6月より作業を柳泉園リサイクルセンターに引き継いだ。

平成8年より資源物の分別回収を推進するため、燃やせないごみの袋収集化に伴い不要となったオレンジボックス（燃やせないごみ）を再利用し、缶・PETボトルの回収用の分割型ボックスに改良、清掃施設のない地域を中心に設置個所数を大幅に拡大した。また、清掃施設においては缶・PETボトル専用容器を設置した。

平成11年度より、燃やせるごみの減量方策の一環として、家庭から出される剪定枝葉の実験回収を通年通して実施。平成17年度からは剪定枝を資源として申込み制により回収し、処理業者委託によるチップ化処理を行った。

平成18年度は2つの事業を開始した。ひとつは、東京たま広域資源循環組合によるエコセメント事業である。この事業は焼却灰をセメントにリサイクルするもので、これにより燃やせるごみの焼却残さは埋め立てをしないこととなり、最終処分場（二ツ塚廃棄物広域処分場）の長期的な有効活用が図られることとなった。

2つ目は、燃やせないごみとして収集していた、容器包装リサイクル法対象となるその他プラスチックの分別収集を10月から開始し、ごみから資源への転換を推進した。

平成24年度は、これまで燃やせないごみとして収集していた小型家電を資源化するため、環境フェスティバルや市民みんなのまつりなどのイベントなどにおいて実験回収を実施。平成25年1月より市内4カ所の拠点にて実験的に分別回収を開始。

平成25年度は拠点を11カ所に平成27年度は拠点を15カ所に増設し回収を行った。

平成29年7月から小型廃家電以外の資源物の戸別収集が開始され、クレーン付きパッカー車のクレーン架装部分を荷箱に改造することで、燃やせるごみとびん、燃やせないごみと有害ごみの同時収集に移行した。また、中間処理施設である加藤商事株式会社エコ工場フェニックス第2工場の処理ラインが同時処理可能な仕様に改造され、容器包装プラスチックとPETボトルの同時収集が実現した。

(1) リサイクルびん・缶回収

びんの回収量は 880 トンで前年比 2.55%の減、缶回収量は 338 トンで前年比 4.97%の増であった。

(2) 紙・布類回収

平成 29 年 7 月より戸別収集に移行し、東西 2 地域で木曜日と金曜日に回収を行った。また、平成 24 年度より全域業務委託となっている。令和元年度の回収量は 3,496 トン、前年比 4.23%の増であった。

(3) 金属類の回収（粗大ごみの解体・選別）

収集した粗大ごみは、ごみ対策課庁舎内で解体・選別し、再資源化可能な金属類を再資源化事業者へ引き渡した。令和元年度の回収量は 148 トン、前年比 12.9%の減であった。

(4) PET ボトル回収

令和元年度の回収量は 251 トン、前年比 17.16%の減となった。

(5) 剪定枝の回収

家庭から排出された剪定枝を分別回収し、焼却処理をせずにチップ化処理を行い、軽量土や堆肥化原料等リサイクルに適した処理を行う。令和元年度の回収量は 33 トン、前年比 29.78%の減であった。

(6) 紙パック類

牛乳等の紙パック回収は、公共施設・大規模店舗 16 カ所の回収場所に専用回収容器を設置し、福祉団体による回収を実施。

(7) 容器包装プラスチック回収

令和元年度の回収量は 1,726 トンとなり、前年比 5.24%の増となった。

(8) 小型家電

令和元年度のイベント回収と拠点回収の回収量は 28 トンとなり、前年比 133.33%の増となった。

〔1〕年間回収量

(単位：t)

区 分	資 源 回 収 量				
	中間処理場	選別場ほか	元年度(計)	30年度(計)	対前年度増減率(%)
び ん	880	0	880	903	△2.55%
缶	338	0	338	322	4.97%
紙・布類	0	3,496	3,496	3,354	4.23%
金 属 類	0	148	148	170	0.00%
P E T ボトル	251	0	251	303	△17.16%
剪 定 枝	33	0	33	47	△29.78%
容器包装プラスチック	1,726	0	1,726	1,640	5.24%
小 型 家 電	0	28	28	12	133.33%
合 計	3,228	3,672	6,900	6,751	

〔2〕回収体制

令和2年3月31日現在

区分	回収サイクル	回収方法	業務主体
紙類・布類	週1回(曜日指定)	戸別収集	委託
P E T ボトル	週1回(曜日指定)	戸別収集 一部集合住宅は専用容器	委託
金 属 類	収集後の粗大ごみの解体及び選別による		直営
び ん	週2回(曜日指定)	戸別収集 一部集合住宅は専用容器	委託
缶	週1回(曜日指定)	戸別収集 一部集合住宅は専用容器	委託
容器包装プラスチック	週1回(曜日指定)	戸別収集	委託

2. 資源集団回収事業

昭和 51 年 11 月、最終処分場の長期確保やごみ処理費の節減、分別収集の徹底など、これらの一環としてごみ減量を目的とした「資源ごみ回収運動」を、市内の一部地域をモデル地区に選び（当初は浅間町、久留米西団地。昭和 52 年 9 月より滝山五丁目商店会と滝山東商店会）スタートさせた。

この運動は、モデル地区の各所に資源ボックスを設置し、不燃物の中で再利用できる空きびんや空き缶類を市が月 3 回収し、廃品回収業者に引き渡すというものであった。

その後、実験を踏まえ、さらに持続性のあるものにするため、資源集団回収事業を開始。市に登録をした市民で構成する集団回収実践団体に対し、その活動推進の一助として昭和 54 年度より市が回収量に応じて報奨金を交付する制度として現在に至る。（「東久留米市資源回収報奨金交付要綱」を昭和 54 年 11 月 1 日より施行し、同年 10 月 1 日から適用）

（1）品目別回収量

（単位：kg）

	紙類	布類	金属類	合計
22 年度	3,800,569.5	50,445	23,133.5	3,874,148
23 年度	3,608,872	53,543	22,472.5	3,684,887.5
24 年度	3,494,345	60,650	22,930	3,577,925
25 年度	3,405,668	66,239	23,456	3,495,363
26 年度	3,275,901	75,882	25,420	3,377,203
27 年度	3,010,378	80,645	24,441	3,115,464
28 年度	2,922,263	88,854	26,198.5	3,037,315.5
29 年度	2,764,428	101,671	28,617	2,894,716
30 年度	2,592,814	99,082	28,043	2,719,939
元年度	2,540,661	106,491	27,722	2,674,874

（2）報奨金交付状況等

	申請団体数	回収量 (kg)	報奨金額 (kg/円)	交付額 (円)
22 年度	143	3,874,148	10	38,741,480
23 年度	142	3,684,887.5	10	36,848,875
24 年度	140	3,577,925	9	32,201,325
25 年度	152	3,495,363	9	31,458,267
26 年度	151	3,377,203	9	30,394,827
27 年度	152	3,115,464	9	28,039,176
28 年度	158	3,037,316	9	27,335,835
29 年度	151	2,894,716	9	26,052,444
30 年度	146	2,719,939	9	24,479,451
元年度	141	2,674,874	9	24,073,866

3. 生ごみ減量化処理機器購入費助成事業

家庭から出される生ごみや事業所から排出される生ごみの減量化を促進させるため、生ごみの自家処理を前提とした助成金制度を平成8年度から実施した。

19年度からは市役所本庁舎5階環境政策課でも受け付けを開始した。

(1) 助成金額

処理能力	購入金額	助成金額
5kg/日 未満	7,000円以下	購入金額の半額（100円未満の端数は切り捨て）
	7,000円超 12,000円未満	3,500円
	12,000円超 60,000円未満	購入金額の3分の1（100円未満の端数は切り捨て）
	60,000円以上	20,000円
5kg/日 以上	—	購入金額の3分の1の額（100円未満の端数は切り捨て）又は300,000円のいずれか低い方の額

(2) 年度別助成状況

年度	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元
件数	20件	18件	14件	22件	17件	14件	45件	54件	29件	28件
(台数)	(20台)	(18台)	(16台)	(26台)	(17台)	(15台)	(55台)	(57台)	(31台)	(30台)
助成金額	234,400	208,300	228,100	261,900	195,100	212,600	586,700	629,800	278,500	311,100